

10 使用料・手数料等改定一覧

(単位：千円)

項 目	区 分	現 行		改 定		増収額	備 考
		単 価	収入額(A)	単 価	収入額(B)	(B)－(A)	
一 般 会 計							
使 用 料 (利用料金施設)						13,472 (20)	
(保健福祉使用料) 深 草 墓 園	集会室利用料 1時間	-		1,000円	(20)	(20)	利用料金施設
[子ども若者] はぐくみ使用料 市 営 保 育 所	保育料 市民税397,000円以上 3歳未満児 8時間保育 月額 11時間保育 月額 など	76,400円 93,100円	175,810	77,200円 94,100円	182,832	7,022	
(計画使用料) 交流促進・まちづくりプラザ	キッズランド 市内在住者 1時間 など	-		200円	6,450	6,450	元年度 条例制定 済み
手 数 料						1,316	
(計画手数料) 開 発 指 導	土地の埋立て等許可申請手数料 など	-		59,000円	1,316	1,316	6月実施
建 築 指 導	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した場合の適合性判定審査手数料 など	-		79,000円	-	-	

(単位：千円)

項 目	区 分	現 行		改 定		増収額	備 考
		単 価	収入額(A)	単 価	収入額(B)	(B) - (A)	
負 担 金 (利用料金施設等)						104,881 (48,672)	
〔子ども若者〕 はぐくみ負担金 認定こども園 〔幼保連携型及び〕 保育所型の3号 〔認定〕	保育料 市民税397,000円以上 3歳未満児 8時間保育 月額 11時間保育 月額 など	76,400円 93,100円	(720,720)	77,200円 94,100円	(749,717)	(28,997)	施設が 徴収
認定こども園 〔幼稚園型の3号〕 〔認定〕	保育料 市民税397,000円以上 3歳未満児 8時間保育 月額 11時間保育 月額 など	70,500円 85,900円	(1,812)	71,300円 86,900円	(1,812)	(-)	施設が 徴収
民間保育所 (3号認定)	保育料 市民税397,000円以上 3歳未満児 8時間保育 月額 11時間保育 月額 など	76,400円 93,100円	2,606,041	77,200円 94,100円	2,710,922	104,881	
小規模保育事業所 及び事業所内保育 事業所	保育料 市民税397,000円以上 3歳未満児 8時間保育 月額 11時間保育 月額 など	52,900円 65,100円	(422,305)	53,500円 65,800円	(441,980)	(19,675)	事業所 が徴収
一般会計合計 (利用料金施設等)						119,669 (48,692)	

(単位：千円)

項 目	区 分	現 行		改 定		増収額	備 考
		単 価	収入額(A)	単 価	収入額(B)	(B) - (A)	
特 別 会 計							
(国民健康保険事業)							
保 険 料			-		-	-	保険料率 を据置き
	医療分						
	一般被保険者 1 人当たり	55,284円		55,100円			
	後期高齢者支援金分						
	一般被保険者 1 人当たり	20,095円		20,032円			
	介護納付金分						
	一般被保険者 1 人当たり	21,466円		21,381円			
特別会計合計						-	
合 計						119,669	
(利用料金施設等)						(48,692)	

(注) 現行収入額欄は、現行単価による2年度ベースの計数